

2017年8月29日

栃木県知事 福田 富一 様

民進党栃木県総支部連合会
代 表 福 田 昭 夫

民進党・無所属クラブ
代 表 佐 藤 栄
山 田 みやこ
斉 藤 孝 明
松 井 正 一
加 藤 正 一
平 木 ちさこ
船 山 幸 雄
中 屋 大

2017（平成29）年度 中間期における
政策推進及び9月補正予算等に関する要望書

<はじめに>

県執行部においては、今年度は東京オリンピック・パラリンピック、国民体育大会・全国障害者スポーツ大会等に向けた取り組みの更なる強化が求められる年であり、そのためにも国民体育大会等を見据えた競技施設の整備やキャンプ地の誘致・本県文化の振興・とちぎブランドの確立等の課題の遂行が期待されている。

また、「とちぎ創生15戦略」に掲げた、県内企業における人材の確保・育成の推進、県産農産物のブランド力強化、選ばれる観光地づくりの推進、UIターンへの支援の充実等に取り組み、地方創生の更なる深化に邁進している。

今日的には全国的に豪雨災害が多発しており、今後とも大規模災害に備え、ハード・ソフト両面からの防災・減災対策、社会資本の老朽化対策による災害に強い地域づくりを望むとともにその実現を期待している。

以上のように、栃木県として県民の安全・安心と生活力の向上に邁進している中、本年3月27日に発生した那須雪崩事故は県民に多大な衝撃を与えた。6月に那須雪崩事故検証委員会がまとめた第一次報告（中間報告）には多くの疑問点があり、県民の理解は得られていないと推察するところである。遺族は勿論、多くの関係者・県民の理解が得られる最終報告書を強く望むところである。

<各部局への具体的な要望事項>

1 ブランド力向上と発信力強化について

県では、2月に「とちぎブランド取組方針」が策定され、本年度は取組方針に基づき、ブランド力の向上に取り組んでいるところである。具体的には、「とちぎブランド力向上会議」や専門部会において、各界の代表者や専門家の意見を聞きながら進めていくと聞いている。本年も、秋には都道府県魅力度ランキングが発表になると思うが、とちぎ元気発信プランに掲げた成果指標の目標値「平成32年に25位以内」の達成のため、今後は、ブランド関連施策の重点化が必要と考える。観光や県産品の地域資源の絞り込みを行い、そこにとちぎの総力を集中させブランド力向上に取り組むこと。特に、「とちぎ未来大使」の方々は、現在名刺を使ったPRを行っているが、未来大使の一部の方々からは、もっと協力がしたい旨の要望があることから、今後は、未来大使個人の活動だけでなく、積極的な情報発信を行えるイベント等も設けること。さらには、本県の魅力度の順位が特に低い大阪を中心とした関西圏等において未来大使を任命し、とちぎの観光や県産品等のPRの機会を創出するなど、より未来大使の活動しやすい環境づくりに積極的に取り組むこと。

2 私学就学支援の充実について

所得制限が導入された国の高等学校等就学支援金制度が昨年度全学年対象となる中、この間県においても私立高等学校等授業料減免補助制度の保護者年収基準の引上げによる拡充に努めてきた。

しかし、各都道府県が行う私立高等学校等授業料減免補助制度は対象基準が異なるとともに、その他の制度についても支援の差が見られる。

特に入学金への支援に関しては、関東圏内においては東京都と本県のみが未整備であることから、新たに助成制度を創設されたい。

また、本県の私立高等学校等授業料減免補助制度は補助額の1割を学校負担としているが、こうした学校負担を伴う制度は全国でも本県含め8県のみとなっている。よって、同補助額の学校負担軽減の検討にも合わせて取り組むことで、一層の私学振興に努められたい。

3 ふるさと納税推進による歳入確保と県の認知度向上について

昨年度県内自治体へのふるさと納税による寄附件数は4万9,216件で総額14億1,851万円に上った。前年度比18%増で3年連続増加となり、最も多かったのは那須塩原市の2億2,560万円であり、17自治体で寄附額が前年度より増えた。

そうした中、県では寄附者へ県有施設の利用券配布を通じ、県内観光地への誘客を図りながらふるさと納税の呼びかけを行ってきたが、県への寄附額は前年度に比べ件数で5件増となったものの、金額は411万円余減少し2,042万円余であり、このうち県外からは24件の約125万円に止まる。

一方、総務省は今年4月、ふるさと納税を巡る返礼品競争の過熱化に伴い、返礼品は寄

附額の3割以下とする目安を初めて設定した。

これまで当会派では制度の趣旨を踏まえつつ、歳入確保と県産品の送付や県内誘客に向けた仕組みによるとちぎの認知度向上の取り組みを要望してきた。

今後、県の大規模事業が相次ぐ中、多様な県民サービス提供の基盤となる貴重な財源確保と大型イベントへの誘客、県産品の愛好者づくりにつながるよう、総務省基準のもと県外からの寄附者を意識した返礼品の充実に向け、県特産品の拡大や体験型商品の創設を図りたい。

4 DV被害者支援の充実について

今年度から2021年度までの5か年計画となる、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(第3次改定版)が3月に策定された。

2013年度以降、配偶者暴力相談支援センターが県内4箇所となったこともあり相談件数は増加した。これは窓口が増えたことで、DV被害に対する認識が広まり相談が増えたため、決して増加が悪いということではなく当然の結果である。しかし、一方で配偶者から暴力を受けた際に、相談するほどのことではない、自分も悪かった、自分さえ我慢すればと、誰にも相談しなかった人が52.5%にのぼるということに対しては、DV防止法が施行されてもなお、まだまだ理解されにくく、施策を進めてもなかなか浸透されていかないという大きな壁がある。広く県民に理解されるよう、デートDVも含め、もう一步踏み込み、積極的に仕掛ける啓発事業・情報発信方法の工夫を図りたい。また、市町に対しては、基本計画の策定のための支援のほか、県北、県東地域への配偶者暴力相談支援センター設置に向けての積極的な働きかけを図りたい。

また、被害者支援にあたっては、とちぎ男女共同参画センターを中核として、市町や関係機関との緊密な連携で切れ目のない支援に取り組むとしており、一時保護時のケア体制の充実はもとより、センターからの退所時、退所後の地域での支援サポート体制も非常に重要である。昨年度から地域支援サポーター養成講座が開催されているところであるが、被害者が地域に戻った後の自立支援や拠り所となる支援ネットワークをしっかりと作り、地域で安心して暮らすことができ、二度と被害者にならぬよう、地域支援サポーターの活動機能の充実を図りたい。

5 指定廃棄物最終処分場問題について

指定廃棄物最終処分場については、環境省と塩谷町との間で2年半以上の長期に亘り膠着状態が続いてきたが、今年6月から7月にかけて大きな動きがあった。

6月には塩谷町より依頼を受けた東北大学大槻憲四郎名誉教授が、3日間に渡り候補予定地の現地調査した結果、最終処分場詳細調査予定候補地は土石流発生の恐れのある「危険区域・危険溪流」に相当する場所であることが学術的に確認された。

また7月には環境省は市町長会議を開催し、農家が廃棄物を一時保管している6市町に対し、保管場所の集約や廃棄物の減容化等を行う保管農家の負担軽減策を提案した。これに対し、参加した市町との合意には至らなかったものの、話し合いは継続するという協力

的な市町もあり、今後とも個別に協議を行っていくことが確認された。

一方、経済産業省は7月末、高レベル放射性廃棄物(核のゴミ)の最終処分に関する科学的特性マップを公表したが、これによれば指定廃棄物において最終処分場詳細調査予定候補地に選定された塩谷町寺島入は、高原山が活火山であることを理由に好ましくない特性があると推定される地域とされている。

これらを基に指定廃棄物最終処分場問題は、新たな展開を迎える可能性が出てきていると考える。

この間、塩谷町民指定廃棄物最終処分場反対同盟会は6月30日、指定廃棄物の一時保管場所の強固化と農業系副産物の減容化・安定化による集約の処理促進に向けて環境省に対する働き掛けの要望書を県に対し提出したところであり、県としても同盟会の要望を踏まえ国に対し速やかに働き掛けを実行されたい。

6 未来につなぐエネルギー戦略の促進について

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う電力供給の逼迫を契機に、省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入拡大、電力自給率の向上など、地球温暖化対策とともに災害に強い持続可能な地域づくりの取り組みを推進していかなければならない。

2012年に固定価格買取制度(FIT)ができ、エネルギー源として持続的に利用することができる再生可能エネルギーに注目が集まってきている。幸い、本県は太陽光、小水力、バイオマス、地熱などの地域資源がある。国のエネルギー政策でも、昨年11月にパリ協定が発効され、2030年度における2013年度比で26%の温室効果ガスを削減することが決定している。本県では、昨年3月改定の「栃木県地球温暖化対策実行計画」において、国と同じ削減目標を掲げており、「COOL CHOICE とちぎ」県民運動等で、一般家庭や事業所の温室効果ガスの削減を求めているが、より積極的な施策展開により、削減に努めるべきである。

東日本大震災発生以降、自然エネルギーの地産地消が喫緊の課題にもなっている。再生可能エネルギーの中でも、最もポテンシャルの高いものが小水力発電である。地域資源を活用して、地域の人たちが主導権を握り、再生可能エネルギーを生産することで、エネルギー購入のためにでていく費用を地域の中で循環させるということである。農業面でも、電力や燃油高騰により、営農経費や土地改良施設維持管理費が増大しているため、農村地域において再生可能エネルギーの利活用を積極的に推進していく必要がある。本県は、冬季の日照時間が全国4位と長く太陽光発電に適し、豊富な水と県北部を中心に急峻な地形と、年間を通じて水が使える農業用水からの規模の小さな水力発電も安定した稼働率が保たれる。地域の財産である自然エネルギー資源を、地域活性化のために活用する積極的な取り組みを図られたい。

7 自然と調和した太陽光発電事業促進のための対策について

大規模太陽光発電施設設置に対しては、これまで、適正な土地利用を促す本県独自の

ガイドラインを整備するよう求めてきた。

県では、国が本年3月に制定したガイドラインに対するマニュアル作成や、県内市町との連絡会議の設置により、国ガイドラインの推奨事項等への市町の対応について助言・指導する体制整備を図っている。

しかしながら、当会派で実施した県内市町に対するアンケートでは、すべての市町が「県独自条例、ガイドライン」の制定を求めており、さらには、発電事業終了後に設備が放置されることがないように、産業廃棄物となる設備の撤去に係る本県独自のルール策定の要望もあった。こうした設置以前の関係者への説明や周知、設備設置に係る事業計画の市町等との協議、設置後の現地管理、さらには事業完了後の撤去に関するルールを定めた条例、ガイドラインは必要であるため、他県の条例やガイドライン等も調査研究し、本県独自の対策を早急に講じられたい。

8 森林・林業・木材産業の振興について

県土の55%を占める森林は、地球温暖化の防止や水源のかん養等、豊かな水や空気を育むと同時に、木材生産、災害防止と古くから県民の暮らしの中に大きな恩恵を与えている。

この度、検討されている議員提案による栃木県県産木材利用促進条例(案)には、市や町、関係事業者に限らず、すべての県民が県産材の利用に努めようとのコンセプトに基づいている。

森林環境に関する県民意識調査では、木材を利用することが健全な森林の維持につながることの認知度は全体の56%、特に若年層では40%台と低い。森林が持つ公益的機能も含めて、広く県民に分かりやすく、同時に子どもたちへの教育現場での啓発・周知にも努められたい。

また、県産材の利用拡大に関しては、利用者に最も近い地域工務店や設計業者への周知が欠かせないことから、各種支援策やとちぎ材の優れた品質・強度等のPRを積極的に行うこと。同時に木造建築や木工に関わる若手の職人・担い手の確保や育成に対する取り組みを強化されたい。

国による森林環境税(仮称)の導入が検討されているが、所有者や境界などの森林整備の前提となる調査や条件不利地の私有人工林における間伐等が行われることで、森林の適正な管理が進むことに大きな期待が持てるものである。法制化された場合にあっては、市町のリーダーたる人材の発掘や教育は県の喫緊の責務と考える。体制整備に全力を上げること。

森林の恩恵は全国民一人ひとりに及ぶものであることから、すでに独自の森づくりへの税制を設けている36府県と力を合わせて国税導入の実現へ向けて国への働きかけを強化されたい。

9 更なる野生鳥獣被害対策の強化について

本県では、森林整備に向けて国費導入、元気な森づくり県民税事業を駆使し、山林皆伐

後の植林事業も推進している。しかしながら、シカ害等による植林後の苗木被害が後を絶たず、抜本的な対策が必要である。

県内森林組合では、現場対策の研究に励んでいるが、更なる支援を求めている現状でもある。一例として、苗木用「サプリガード」の導入を行っているが、現場職員の意見では、確実に効果が現れているとのことである。したがって、野生鳥獣被害対策に関する予算の拡充を図り、効果的な施策推進を図られたい。

10 介護サービスの充実について

介護従事者の人材確保に向けて処遇改善加算が行なわれてきたが、一方で2015年の介護保険改正では介護報酬が2.27%減額となった。

県内の処遇改善加算を取得した事業者の実態、そこで働く人たちの給与・賃金にどのように反映されたか、また取得できなかった理由、その実態を把握し、今後の人材確保策に活かすこと。

新しい総合事業の実施に関しては、多くの自治体は要支援介護者の訪問型・通所型サービスの給付の振替に留まり、厚生労働省が描いた住民主体の取り組みを含めた多様な主体の参入には至っていない。新しい総合事業は介護保険の給付制度ではないため受給権は保障されない。あくまで市町の組み立てで自治体ごとのサービス内容や質、事業の実施主体に格差が生じることになる。要支援状態を適正にケアし、自立をサポートすることは要介護状態に進むことを遅らせるものとして、その重要性は現場の介護職員や介護支援専門員から常に訴えられているところである。県としては各市町への実態調査に基づき、利用者に不利益が生じないように、また市町間の格差の平準化を図るとともに苦情処理や不服申し立てへの対応も含めて市町への指導の強化を図られたい。

また、2018年度からの栃木県高齢者支援計画「はつらつプラン21(七期計画)」の策定に際しては、利用率が低いまたは休止しているショートステイ床を特別養護老人ホームの床へと転換されたい。

11 本県の犬猫殺処分ゼロを目指す取り組みの強化について

去る6月、「栃木県ドッグセンターの廃止と栃木県動物愛護基金の創設を目指す会」から知事宛に署名が提出された。栃木県動物愛護管理推進計画の着実な進捗に向けた建設的な要望や意見が出されている。

本計画にもある「人と動物の共生する社会をつくり、処分ゼロを目指す」ためには、県民意識の更なる醸成が不可欠であり、通年的なPR対策をより効果的に実施するべきである。市町との連携によるPR資料の配布など積極的な取り組みを展開すること。

また、県及び宇都宮市しか設置されていない動物の愛護及び管理に関する法律第39条に基づく協議会の設置を促進させるとともに、県内の飼養関係者、動物保護ボランティア等関係者とのネットワークを構築し、栃木県動物愛護管理推進計画の推進に向けた体制強化を図られたい。

さらに、次年度予算に向けて、ふるさと納税制度等の活用を念頭に本県独自の「動物愛

護基金」の設置を検討されたい。

12 UIJターンの推進と労働力の確保について

産業構造の変化や労働人口の減少等が進む中、本県経済をより一層活性化させるために貴重な経営資源である人材を確保・育成し、中小・小規模企業の経営力向上を支援する一環として、とちぎ暮らし・しごと支援センターの機能強化を図られたい。

相談件数の増加に伴い相談ブースの拡充や、個別の面接トレーニング対応ルームの確保に努める一方、7月末現在、首都圏の大学等102校と締結した就職促進協定の優位性を活かし、大学・学生との情報提供・交流機会の充実を図られたい。

また、昨年創設した「とちぎ未来人材応援事業」の利用促進に努めるとともに、製造業のみとしている対象業種の拡大と女性の県内就職を誘導するための制度の工夫を図ること。

さらに企業が行うインターンシップ(就業体験)の開催日数が見直されたことに伴い、より県内で就業体験に臨めるよう参加企業の拡大に取り組むとともに、参加学生への交通費助成等経済的負担の軽減が図れるよう措置されたい。

13 企業誘致と産業団地開発について

昨年の県内企業立地件数は29件、立地面積は47haとなり都道府県別の比較において件数で全国13位、面積で10位であった。対前年比で立地面積の△3haの微減に対し、件数は△11件の減少となった。近県の茨城・群馬では立地件数・面積が依然として全国の上位にある中、経済産業省の工場立地動向調査にもあるように企業が選定にあたって重視する「本社・他の自社工場への近接性」「地価」といった条件を備え、ものづくり県として産業集積の進んだ本県の優位性等が十分活かしきれていない状況にある。

一方、本県の立地件数・面積は減少したものの、宇都宮以南の県央や県南への企業立地ニーズは今後も大いに見込めるものと側聞する。

については、UIJターンの受け皿となる雇用機会の創出と本県地域経済の活性化に向け、企業ニーズにスピード感を持って対応できるよう、現在野木町・足利市で造成を進めている産業団地の早期完成を図るとともに、県が産業団地開発を行う際の事業面積の見直しなども行いながら、産業団地造成を要望する市町との調整を進め、新たな産業団地の開発を推進すること。

14 観光立県とちぎの推進について

本年は「ツール・ド・とちぎ」を皮切りに「プレデスティネーションキャンペーン」、そして「第2回「山の日」記念全国大会」をすでに開催し、さらに11月には「とちぎ技能五輪・アビリンピック2017」が控え、一連の全国規模のイベントが行われることとなる。

そこで、いよいよ来春「デスティネーションキャンペーン」本番を迎えるにあたり、これまでに開催したイベントに関連する施策については、観光誘客の見地からの検証作業とフォローアップのための施策を早急に実施されたい。例えば「観光立県とちぎの実現に向けたおもてなしの推進等に関する条例」の理念に沿った“オールとちぎ”によるおもてなしの実践や

向上、さらにその仕組みづくり等は県と連携してそれぞれの主体により現在すでに鋭意進められているところであるが、SNSやスマートフォン用観光アプリケーション等、更なるICTツールの活用も含む、より戦略的なPRや、せっかくバージョンアップした周遊パスポート事業等も広く周知や利活用を促すための取り組みが今もって不足している感が否めない。

今後も「国立公園満喫プロジェクト」や「東京オリンピック・パラリンピック」、そして「国民体育大会・全国障害者スポーツ大会」が開催されることを見据え、更なる観光誘客を効果的に図っていくためにも、「とちぎ版文化プログラム」等の本県の魅力度や発信力を向上させる取り組みと常に連動させ、特に首都圏から至近距離であることや近隣県との広域連携を意識して、観光事業者をはじめ県内各市町や各種団体のそれぞれの取り組みをフォローアップする、包括的できめ細かい施策を展開されたい。

15 本県の「働き方改革」の取り組み推進について

2015年10月に発足した第三次安倍改造内閣の目玉政策として「一億総活躍社会」を目指すことが宣言された。少子高齢化に歯止めをかけ50年後も人口1億人を維持し、家庭・職場・地域で誰もが活躍できる社会を目指すということである。同時に発表されたアベノミクスの「3本の矢」を軸に、経済成長、子育て支援、安定した社会保障の実現を目指すこととなった。

これらをより具体化するかたちで、国は長時間労働の抑制・年次有給休暇の取得促進、テレワーク(在宅勤務)、ワーク・ライフ・バランスの推進等様々な取り組みを行ってきたところであるが、連合の暮らしに関するアンケートによると年休取得の権利や社会保障制度等多数の問題点が指摘されている。ディーセント・ワークを踏まえた「働き方改革」の取り組みを県内企業に促すこと。

また、現在実施中の県の働き方改革推進強化月間(とちぎスイッチ!)については、強化期間である7月及び8月に「20時消灯」や「定時退庁日の徹底」等様々な取り組みが行われているが、これらの効果を十分に検証した上で、「働き方改革」の取り組みを恒常的に実施すること。

16 「進化する農業とちぎ」の推進に向けた対応について

2017年度予算では、「進化する農業とちぎ」の推進に向けて、主要事業の予算化や継続課題の克服に向けて精力的な事業展開がされているが、県内農村地域では、2018年度に向けて浮上したいくつかの課題に対し不安視する農家も少なくない。

水田農業については、国の新たな食料・農業・農村基本計画において、2018年産から行政による生産数量目標に頼らない需要に応じた主食用米の生産が行われることとなったが、農業経営者等がきめ細かい需給・価格情報や販売進捗・在庫情報等を的確に把握する仕組みが確立しない限り、安定した水田農業は確立出来ない。したがって既に国に要望している内容を踏まえ、次年度に向けて本県としての対策を確立されたい。

次に、国が進める「農業競争力強化に向けた規制緩和」の一環で、「主要農作物種子法」が廃止された。このことにより、生産現場における種子生産体制の後退が心配である。

農家の所得安定のためにも、需要に応じた優良種子の安定供給は不可欠であり、本県としても早急に現場の意見を集約し、次年度に向けた対策を早急に講じられたい。

農林環境委員会の県内調査では、地域ブランド作物の生産体制の確立に向けて、新規就農者への適切な支援等、水田農業から露地野菜等の園芸農業を推進していくためには、人材育成の仕組みづくりが必要と感じた。本県農業を「進化」させるためにも、次代を担う農業者の育成に向けた仕組みづくりを加速されたい。

17 防災・減災の対策の強化等について

平成27年9月関東・東北豪雨や、2016年の熊本地震等の大規模災害の他、近年の記録的な豪雨等の被害が各地で目立っている状況下、県土づくりプラン2016に示される災害に強い県土づくり、減災機能の充実・強化、災害時の迅速に対応できる防災体制の強化は重要なテーマとなっている。

そこで、災害時の緊急輸送道路を確保するため、高規格幹線道路への新たなスマートICの設置等の整備を推進されたい。

さらに、孤立集落対策への検証や衛星携帯電話の配備状況についても調査し、対応を推進されたい。

一方、気象災害による被害が顕著に現れる園芸農家に対しては、事前の農作物の技術対策が重要であることから、とちぎ農業防災メールへの加入促進を図り、減災に努められたい。

また、県内9ヵ所の各土木事務所が予定する重点整備箇所は、子どもたちの通学路対策や、深刻な渋滞対策、観光地へのアクセス道路の整備、浸水危険箇所対策など、いずれも優先順位の高い喫緊の課題である。早急な事業の推進を図られたい。

18 LRT整備に対する対応について

宇都宮市と芳賀町が進めている「LRT整備事業」については、昨年、都市計画決定並びに、軌道運送高度化実施計画の国の認可手続きが終了し、9月議会に向けて工事施行認可申請が県に提出されたところである。

民進党及び共に活動する市民団体や政党では、市長選挙の際、LRT整備事業に難色を示していた市民が投票者数の過半数に達していたことから、国の運輸審議会でも審議委員からも提案があった「丁寧な合意形成」がどの程度実施されたか、市民町民の意向把握を行うべきと主張してきている。

特に「LRT整備事業は赤字にはならない＝市民負担はない」と誤って理解している市民も多いと思われ、LRT整備事業の需要予測、減価償却、今後のスケジュール等、関係地権者はもとより、引き続き丁寧な説明が必要である。

宇都宮市街地開発組合の保有する基金の活用についても、すべてLRTに投入するべきではなく、県民への丁寧な説明と県議会への協議を求めたい。

こうした幾つかの不安要素に対する対応方針が確立されない限り、工事施行認可申請手続きを進めるべきではないので、県は市町、関係企業に対し、適切な指導を行うこと。

19 那須雪崩事故対策について

本年3月27日に那須町で発生した雪崩事故については、6月30日に那須雪崩事故検証委員会から第一次報告(中間報告)がなされたが、遺族を始め関係者の多くの方々から不満や疑問が寄せられている。

事故当時の標高749mの那須高原のアメダスの状況や那須温泉ファミリースキー場ゲレンデ及び標高1515mの天狗岩付近の積雪状況等から勘案して極めて危険な状況であったと推察されるが、準備段階の不備・気象状況の把握・前例踏襲への疑問等多くの問題点が指摘されている。9月末に取りまとめを予定している報告書においては、遺族を始め多くの関係者・県民が納得できる事故原因の徹底究明と二度とこのような惨事を起こさないための施策の提言を強く望むところであり、県は、この報告書の提言を踏まえ、実効性のある再発防止策等を講じられたい。

20 交通事故抑止対策について

上半期における県内の交通事故は、関係各位の努力により、発生件数、死者数、負傷者数とも前年同期と比べて減少しているものの、高齢者が加害者や被害者となる事故の割合は依然として高く、その対策は急務である。高齢運転者の事故防止対策の一環として、運転免許証の自主返納を促す取り組みが行われており、本県においても、各市町で様々な施策を行い効果を上げているところであるが、県としての一定の統一的対応を図られたい。

また、夜間、歩行者が死亡する事故が多発していることから、県警察では「ハイビーム大作戦」を展開中であるが、夜間は「原則ハイビーム」という意識の浸透に向けて、運転者への啓発活動を一層強化されたい。